○財務省告示第二百八十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年八月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	二十四億四千八百五十一万円	二十四億四千四百七十八万八千二百七十円
〃	第三回	三百万円	二百九十九万六千五百六十一円
〃	第四回	千三百三十万円	千三百二十九万十四円
〃	第五回	五百万円	四百九十九万六千四百三十三円

合計				
〃	第四十七回	三十三億円	一千二百九億円	百二円七十九銭
〃	〃	四億円		百二円八十五銭
〃	第四十五回	十三億円		百二円八十三銭
〃	〃	五億円		百二円三十五銭
〃	〃	四億円		百二円三十四銭
〃	第四十三回	四億円		百二円三十銭
〃	第四十一回	一億円		百二円九十四銭
〃	第四十回	八億円		百三円四十九銭
〃	〃	四億円		百三円
〃	〃	十六億円		百二円九十九銭
〃	〃	十三億円		百二円九十八銭
〃	第三十九回	二十億円		百二円九十六銭
〃	〃	一億円		百一円二十五銭
〃	〃	十億円		百一円二十三銭
〃	第三十八回	十億円		百一円二十二銭
〃	〃	七億円		百円二十銭

個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第六回	三百万円	二百九十九万八千三十八円
〃	第七回	千六百三十万円	千六百二十八万五千三百四十円
〃	第八回	三千三百万円	三千二百九十六万八千五百七十四円
〃	第十回	九百万円	八百九十九万千七百三十四円
〃	第十一回	七百五十万円	七百四十九万六千八百四十八円
〃	第十三回	五千八百六十一万円	五千八百六十万七千七百六十円
〃	第四回	六億七千七百五十五万円	六億六千五百二十九万九千九百十六円
〃	第五回	十一億三千百五十三万円	十一億九百八十万四千六百二十四円
〃	第六回	十億三千八百二十万円	十億千九百四十二万九千三百七十二円
〃	第七回	二十一億三千六百十五万円	二十億八千四百八十八万二千四百円
〃	第八回	九億千四百十三万円	八億九千七百三十一万八円
〃	第九回	八億三千百六万円	八億千八百五十六万八百八十円
〃	第十回	四億六千三百六十七万円	四億五千七百六十六万八百六十四円
〃	第十一回	十三億九千九百十八万円	十三億七千百八十六万八千五十二円
〃	第十二回	六億七千六百五十四万円	六億六千五百八十二万三千六百三十六円
〃	第十三回	九億四百八十一万円	八億九千三百二十二万八千四百三十二円
〃	第十四回	六億九千百二十四万円	六億八千三百三十八万七千五百二十八円
〃	第十五回	三十七億九百七十三万円	三十六億六千百五万四千八百八十二円
〃	第十六回	二億四千六百三十万円	二億四千四百十二万八千五百五十八円
〃	第十七回	一億千二百六十二万円	一億千二百万七千二十九円